

クリーニング業法施行条例をここに公布する。

クリーニング業法施行条例

（趣旨）

第一条 この条例は、クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（措置）

第二条 法第三条第三項第六号に規定する条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。ただし、知事は、公衆衛生上支障がないと認められるクリーニング所については、これらの措置を緩和して別に必要な措置を定めることができる。

一 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニング所にあつては、次に定める構造とすること。

イ 仕上場

（1）面積は、十平方メートル以上とすること。

（2）床は、板又はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。

ロ 洗場

（1）面積は、十平方メートル以上とすること。

（2）側壁は、床面から一メートルまでをコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。

ハ 受取及び引渡場

床は、板又はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。

二 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、次に定める構造とすること。

イ 面積は、六・六平方メートル以上とすること。

ロ 床は、板又はコンクリート、タイル等の不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。

三 クリーニング所は、住居等と区画し、専用とすること。

四 クリーニング所と食品を取り扱う施設とを同一施設内に設ける場合は、これらの施設の境界に障壁を設けること。

五 クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第一条各号に掲げる洗濯物の消毒場を別に設ける場合は、取扱数量に応じた適当な設備とすること。

六 し尿の付着している物の洗濯に使用した水を放流する場合は、し尿浄化装置を設け、これにより処理すること。ただし、終末処理場のある下水道に放流する場合は、この限りでない。

七 前号に定めるもののほか、洗濯に使用した水等は、公衆衛生上支障のないように処理すること。

八 洗濯又は仕上げの終わった物と終わらない物を入れる容器又は設備を区別して設け、かつ、これらにその旨を標示しておくこと。

九 洗濯の終わらない物を仕上場に置かないこと。ただし、その物を入れる容器にふたをした場合は、この限りでない。

十 採光、換気及び照明を十分にすること。

十一 洗濯に使用する薬品等は、安全な場所に保管すること。

十二 クリーニング所並びに業務用の機械及び器具の消毒並びにねずみ族、昆虫等の駆除を適宜行うこと。

十三 法第九条に規定する業務に従事する者の身体及び衣服を清潔に保ち、又は保たせること。

附 則

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に法第五条の二の規定による確認を受けているクリーニング所又は建築工

事中のクリーニング所の構造設備について、第二条第一号イ(1)若しくはロ又は第二号イの規定に適合していない部分がある場合においては、当該部分の構造設備を変更する場合を除き、当該クリーニング所に対する必要な措置は、なお従前の例による。